

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 趣旨

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第1項第6号及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）附則第17条の2の4に基づいて実施している新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金について、今夏以降の小学校等の休業状況等に鑑み、支給人数等の制限のある同条の助成金に代わり、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金（昨年度まで実施）を新たに支給することとする改正を行うもの。

2. 省令案の概要

○ 現行制度の概要

令和3年度の制度として、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度（ベビーシッターやテレワーク、フレックスタイム制等、学校休業等があっても勤務継続できる制度）を導入し、有給休暇（賃金全額支給、労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主に対し、助成金を支給している。

《支給額》

上記に係る特別休暇の利用者が出た場合、1人当たり5万円

※1企業10人まで（上限50万円）

○ 新たに設ける制度

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間において、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇取得を支援するため、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。以下同じ。）を取得させた企業に対し、助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金）を支給する。

《支給額》

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※1日当たり13,500円を支給上限

ただし、当該事業主からの申請の対象期間において緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置がされた区域（以下「対象区域」という。）に所在する事業所を有する事業主においては、15,000円を支給上限とする。（対象区域内と区域外の両方に事業所を有する事業主については、その期間においては、当該事業主については、対象区域外に所在する事業所における休暇取得を含め一律15,000円が支給上限となる。）

3. 施行期日等

公布日 令和3年9月下旬（予定）

施行期日 公布の日

4. 経過措置

- この省令による改正後の規定は、令和3年8月1日以降の期間に係る有給の休暇について適用すること。
- 令和3年8月1日から施行日の間において取得した有給の休暇について、現行の新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金と新たに設ける新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は併せては支給しないものとする。
- 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間における有給の休暇については、現行の新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金は支給しないこと。